

改正 平成23年4月1日告示第452号

庁中一般
各地方機関

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程を次のように定める。

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県執行機関の附属機関設置条例(昭和27年愛媛県条例第54号)第5条の規定に基づき、愛媛県行政改革・地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、県政について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人)

第5条 会長は、委員会の議事について意見を聴くため、特に必要があると認めるときは、参考人を招請することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行財政改革局行革分権課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

前 文(抄)(平成23年4月1日告示第452号)

告示の日から施行する